平成２８年（フ）第１４４０号
東京都西東京市中町４－９－15　ブルンネル東都202号室、住民票上の住所東京都練馬区羽沢２丁目２－30－104
債務者　岩切　孝樹
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４４７号
東京都練馬区小竹町１丁目44－９　むさしの荘１号
債務者　大町　　舞（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４５０号
東京都葛飾区亀有１丁目５－１－202
債務者　飯野　敦子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４５２号
東京都板橋区大山西町18－５－102
債務者　山田いち子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４５３号
東京都板橋区大山西町18－５－102
債務者　山田　弘行
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６７４号
名古屋市守山区太田井４番43号
破産者　有限会社新成建設
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５号
兵庫県明石市松が丘３丁目４番11号
破産者　株式会社トーゴー
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４３３２号
東京都中央区銀座７丁目13番６号、旧本店所在地東京都千代田区内幸町１丁目１番１号
破産者　ウェルズアセットコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１１８号
東京都目黒区中町１丁目８番11号
破産者　株式会社アキタエヌケイビル
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８３号
東京都世田谷区代沢５丁目８番12号
破産者　有限会社広伸地所
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３１号
静岡市葵区鷹匠１丁目７番13号
破産者　株式会社ストーリア
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１４号
愛知県瀬戸市北浦町１丁目23番地２
破産者　水野産業有限会社
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２９号
京都市南区吉祥院東砂ノ町52番地
破産者　アイランド工業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１５号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番１－105号、開始決定時の住所神戸市中央区三宮町２丁目11番１－136号
破産者　藤原成姫こと　兪　　成姫
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８９号
神戸市兵庫区永沢町３丁目５番３号
破産者　矢加部塗料株式会社
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１号
山形県長井市栄町10番１号
破産者　株式会社おきたま商会
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第９６５号
埼玉県三郷市彦江１丁目78番地２
破産者　株式会社ＴＲＳ
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６８号
横浜市青葉区大場町361番地２号
破産者　原田商事有限会社
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７５号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目21番18号
破産者　ダイヤ電機有限会社
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　山口地方裁判所下関支部破産係